

平成27年2月27日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

- 1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者(以下、便宜的に「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻利害関係人(以下「利害関係人」という。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「亡くなったA様と戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化しているとは認められないため。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、以下のとおりである。

婚姻関係が形骸化していると認められないと言う理由ですが、何をもって形骸化していないと言うのかわからない。30年近く共に生活して来ました。本人収入が減り生活費全般私が養って来ました。病気発症後は、障害年金のみの収入しかなかった為、本人の負債分、病院への支払いも私が支払って行く形になりました。

6年間、介護全般、生活全般ががんばって来ました。がんばって行く中で私自身が難病になり身体障害になってしまいました。遺族厚生年金を支給してもらいたい。

第3 問題点

- 1 受給権者が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほか、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。
- 2 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻である利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか、否かという点が問題となる。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。
(1)~(12) (略)
- 2 法律上の婚姻関係にある妻が、夫と事

実上婚姻関係を解消することを合意した上、長期間別居し、夫から妻に対して経済的給付がなされているとしても、それが事実上の離婚給付としての性格を有するものと認められ、夫としては、別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持しようとする意思を放棄したと認められること等の事実が認められる場合には、その婚姻関係は実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して、一方では、夫が他の女性と事実上の婚姻関係にある場合には、当該夫と妻が事実上の離婚状態にあったといえるから、当該妻は厚年法第59条第1項の配偶者には当たらないと解するのが相当であり（最高裁判所昭和54年（行ツ）第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照）、上記にいう事実上の離婚状態とは、夫と重婚の内縁関係にある者との関係が密接であるために反射的に戸籍上の妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、夫と戸籍上の妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、経済的給付も事実上の離婚給付としての性格を有するものであることなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということではなければならないというべきである。

- 3 上記認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、① 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記②の「夫婦としての共同生活の状態にない」といいうるためには、以下のアないしウの要件を全て満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを相

当と解するものである。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在していないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が回復して存在していないこと

- 4 以上に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係の形骸化について

認定基準によれば、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、前記3の①または②のいずれかに該当する場合をいうところ、上記1で認定した事実から、亡Aと利害関係人は、亡Aが死亡するまでの26年間にわたって別居していたことが認められる。なお、利害関係人は、回答書において、別居した時期は平成〇年〇月〇日である旨回答しており、利害関係人の住民票上の住所が同日に、〇〇市に移転されていることは上記認定のとおりである。しかしながら、回答書によると、利害関係人は、別居生活の解消を話し合い、努力を行ったかとの問いに対しては、「H〇.〇までの間に、話し合いの場を設ける努力をした。」と回答しており、その趣旨からすれば、亡Aは平成〇年〇月よりも前に利害関係人と別居していたことが認められるのであり、別居の時期が同年〇月〇日であるとの利害関係人の回答は、採用することができない。そして、上記認定のとおり、亡Aが、利害関係人が平成〇年〇月まで居住していた〇〇町の居宅に係る住宅ローンを銀行預金口座引き落としの方法にて支払っていたことが認められるが、そもそも、これは、亡Aを含む兄弟が、父から土地を贈与されたことから、兄弟が受贈した土地に、それぞれの住宅を建てることとなり、亡Aも〇〇町の住宅を建築したが、その資金に充てるために、a銀行から住宅ローンを借り

て、その支払をしてきたものと認められるのであり、上記の事情からすれば、当該住宅ローンの債務者は亡A自身であると認められるところ、住宅ローンの債務者が自らの債務の支払をするのは当然のことであり、住宅ローンの支払いの事実をもって、〇〇町の住宅に居住していた利害関係人に対する生計費補助あるいは婚姻費用分担の趣旨と見ることは困難というべきところ、請求人は、審理期日において、利害関係人が現在は〇〇町の住宅に居住していないのは、亡Aの兄弟から、亡Aの看護もしないのになぜ〇〇町の住宅に住んでいるのかと咎められたからのようであると陳述していること、利害関係人が平成〇年〇月〇日に住民票上の住所を〇〇市に移転していることを併せると、上記住宅ローンの支払いを利害関係人に対する生計費補助あるいは婚姻費用の分担であると認めることはできない。また、利害関係人の回答書によると、亡Aとの音信、訪問については、「主人の体調がよい時にBの職場へ来て、2人でよく買物をしていました。」と亡AとBとの音信を伝聞形で述べるに止まっていて、亡Aと利害関係人との音信、訪問については具体的に述べることはない。そして、亡Aの葬儀については金銭の関係から喪主とはならず、訃報は亡Aの妹から連絡があったと述べ、葬儀に行くまでは、請求人及び子であるCの存在を知らなかったと述べているのであるが、亡Aと利害関係人との間に夫婦としての実体があったのであれば、利害関係人が上記のようなことを述べることは、通常ではあり得ないものと考えられる。そして、死亡診断書によると、亡Aは、脳出血後遺症を縁由とする慢性腎不全により、5年3月の闘病を経て死亡したことが認められるところ、請求人は、亡Aは平成〇年〇月〇日に脳出血を発症したと陳述し、亡Aに係る受給権者原簿記録回答票（失権・基

礎）によると、亡Aは初診日を同日とし、障害認定日を当該初診日から1年6月後の平成〇年〇月〇日とする傷病（傷病コード07（脳血管疾患））により障害の状態にあるとして、同年〇月〇日に障害基礎年金の裁定を請求し、同年〇月〇日に受給権発生日を同年〇月〇日とする障害等級2級の障害基礎年金を裁定されていることが認められるのであるが、利害関係人は、回答書において、これらの経緯や亡Aの傷病については何も述べるところはないのである。以上の諸点を総合して考慮すると、亡Aが利害関係人と別居し、請求人と同居していた期間は26年であり、その間の亡Aと利害関係人の積極的な交流も窺えず、夫婦としての共同生活が行われていない状態があまりに長期間固定しており、将来の修復を予測することはできなかった事情にあったといえるから、亡Aと利害関係人との婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による遺族厚生年金の受給権を有することになる。よって、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。